

神戸マイスター動画コンテンツ制作 仕様書

本仕様書は、公益財団法人神戸市産業振興財団（以下、「当財団」という。）における神戸マイスター事業のプロモーションを目的とした、広告媒体に使用する動画コンテンツ制作業務（以下、「本業務」という）に関する仕様を定めたものである。

1. 業務名

神戸マイスター動画コンテンツ制作業務

2. 本業務に係る基本方針

神戸マイスター事業は、市内はもとより全国的に、また、国際的にもハイレベルの技術・技能を持ち、進んでものづくり等の魅力を伝える熱意を有し、その活動を行うにふさわしい人格を備えているものに対し、神戸市が「神戸マイスター」の称号を授与し、優れた技術・技能を継承・発展させる人材の確保・育成に資することを目的とする事業である。

本業務で制作する動画コンテンツは、当事業を市内中小企業や市民に広く周知し、事業への興味・関心を喚起するための重要な広報媒体という位置付けである。

（参考）神戸マイスターホームページ https://kobe-ipc.sakura.ne.jp/kobe_master/

3. 業務内容

YouTube 用とデジタルサイネージ用に情報とレイアウトを最適化した動画コンテンツを制作すること。

（1）業務内容

動画の構成・内容の企画、神戸マイスター動画撮影（（3）参照）、編集、テロップ・BGM 挿入等、動画制作業務一式

（2）制作物仕様

① YouTube 用動画

- ・比率： 16：9（横型）
- ・長さ： 3分バージョンと 90 秒のショートバージョンの 2 本

② デジタルサイネージ用動画

- ・比率： 9：16（縦型）
- ・長さ： 3分バージョンと 90 秒のショートバージョンの 2 本
- ・サイズ： 1 ファイルあたり 2GB 以内のものとする。

※ ①②いずれも、動画の修正回数は、3 回以上。

(3) 神戸マイスター動画撮影

実際に神戸マイスターを取材・撮影し、制作物の中に紹介動画として入れ込むこと

- ・被写体：人物と技との動きがあるもの
- ・人数：被写体2名以上
- ・撮影場所：神戸マイスターの活動拠点（交通費他、諸経費は委託費に含む）
- ・イメージ：神戸マイスターの技やこだわりが想像できるもの

(4) その他

神戸マイスターの取組みに係る素材（動画・画像）について、当財団が有するものであれば提供可能

4. 委託期間

契約締結日から納品検査完了日 2025 年 2 月 28 日(金)まで

5. 納品

納期：2025 年 2 月 20 日（木）17 時

納入場所：公益財団法人神戸市産業振興財団（神戸市中央区東川崎町 1-8-4）

納品物：YouTube/デジタルサイネージ掲載用データ（形式：WMV, MP4, MOV）
（サイズ：2種類 16:9 の横型 と 9:16 の縦型）

※YouTube/デジタルサイネージで映写可能な状態で納品すること。なお、形式変換等にかかる費用は全て委託費に含めるものとする。

7. 委託契約金額の上限

600,000 円（税込み）

8. 留意事項

(1) 秘密の保持

受託者は、本業務を介し知り得た機密・個人情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(2) 再委託の禁止

受託者は、原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、当財団の承諾を得たときは、この限りではない。

(3) 著作権の帰属

①本業務の履行による成果物に係る受託者の著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。)、所有権その他の権利は、当財団に帰属するものとする。

②受託者は当財団が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、当財団の行為に対し、著作者人格権を行使しない。

③受託者は当財団に対し、納品物を他の媒体(当財団ホームページなど)で広報 PR 等の目的として使用することを許諾する。

(4) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる一切の責任は、受託者が負うものとする。

(5) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については、当財団と受託者が協議して定めるものとする。